

第1章 総則

第1条

一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度(以下、「本制度」という。)は、横断的な臨床免疫学の基礎知識を有し、全身性あるいは臓器特異的自己免疫疾患に対する免疫抑制療法、先天性免疫不全症や腫瘍等における免疫療法など、免疫システムに関わる治療の知識と実践を支える基本的技術を習熟した医師を養成することで、広く国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条

一般社団法人日本臨床免疫学会(以下、「本学会」という。)は、前条の目的を達成するため、この規則により免疫療法認定医(以下、「認定医」という。)を認定する。

第3条

本学会は、第1条に定める目的を達成するため、認定医の資格認定に関して以下の要件を定めるものとする。

- (1) 免疫抑制療法を含む免疫治療における標準的な医療内容に関して説明責任が果たせること。
- (2) 疾患に伴う、あるいは治療の結果として起こる免疫抑制状態についての知識を有し、疾患の専門医との連携のもとに適応疾患や適応患者についての適切な判断をすることができること。
- (3) 自己免疫疾患あるいは免疫不全疾患の診療に関する十分な経験を有すること。

第2章 本制度を運用する機関

第4条

本制度の運用に当たっては、一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度委員会(以下、「認定医委員会」という。)が業務を担当する。

第5条

認定医委員会は、本制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理すると共に、認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 認定医申請資格

第6条

認定医資格の認定を申請する者は、一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度細

則(以下、「細則」という。)に定める資格、要件を全て備えなければならない。

第4章 認定医の認定

第7条

認定医資格の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料とを認定医委員会に提出しなければならない。

第8条

認定医委員会は、毎年1回、認定医資格認定申請者に対して認定審査を行う。

第9条

認定医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第10条

理事長は、認定医委員会の報告に基づき、理事会の議決を経て、認定申請者を認定医として登録し、一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医認定証(以下、「認定証」という。)を交付する。

第11条

新規登録により認定証の交付を受ける者は、細則に定める認定登録料を納付しなければならない。

第12条 認定証の有効期間は、交付の日より3年とする。

第5章 認定医の更新

第13条

認定医は、認定医認定の取得後3年毎にこれを更新しなければならない。認定の更新を申請する者は、細則に定める資格、要件を全て備えていなければならない。

第14条

認定医認定の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類を認定医委員会に提出するとともに、細則に定める更新審査料を納付しなければならない。

第15条

認定医委員会は、毎年1回、認定医資格更新申請者に対して更新審査を行う。

第16条

認定医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第 17 条

理事長は、認定医委員会の報告に基づき、理事会の議決を経て、更新審査の適格者の登録を更新し、認定証を交付する。

第 18 条

登録の更新により認定証の交付を受ける者は、細則に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 19 条

海外留学、病気、出産・育児、介護その他認定医委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は認定医の資格を有するものとする。更新保留は、更新期日までに文書で認定医委員会に申請しなければならない。

第 6 章 資格の喪失

第 20 条

認定医は、以下の各項の理由により、その資格を喪失する。

- (1) 認定医の資格を辞退した時
- (2) 本学会会員の資格を喪失した時
- (3) 認定医資格の認定の取得または更新から、3 年以内に資格の更新を行わなかった時

第 21 条

認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明した時は、認定医委員会および理事会の議決によって認定を取り消すことができる。

第 7 章

附則

第 22 条

この規則は、2020 年 9 月 18 日より施行する。

第 23 条

この規則は、認定医委員会および理事会の議決を経なければ改正、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。